

九州大学病院規則

平成16年度九大規則第135号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 6年 3月18日  
(令和5年度九大規則第31号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第9条第2項の規定に基づき、病院の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 病院は、患者の診療を通じて医学及び歯学の教育と研究を行うことを目的とする。

(病院長)

第3条 学則第25条の規定により、病院に病院長を置く。

(副病院長)

第4条 学則第25条の規定により、病院に副病院長若干人を置く。

(別府病院)

第5条 病院に、分院として、九州大学病院別府病院（以下「別府病院」という。）を置く。

2 別府病院に別府病院長を置き、前条の副病院長をもって充てる。

3 別府病院に別府副病院長を置き、病院の専任の教授又は准教授をもって充てる。

(診療科)

第6条 病院（別府病院を除く。）に、次に掲げる診療科（以下「科」という。）を置く。

- (1) 血液・腫瘍・心血管内科
- (2) 免疫・膠原病・感染症内科
- (3) 消化管内科
- (4) 腎・高血圧・脳血管内科
- (5) 内分泌代謝・糖尿病内科
- (6) 肝臓・膵臓・胆道内科
- (7) 心療内科
- (8) 脳神経内科
- (9) 循環器内科
- (10) 呼吸器内科
- (11) 産科婦人科
- (12) 小児科
- (13) 消化管外科(1)
- (14) 消化管外科(2)
- (15) 肝臓・脾臓・門脈・肝臓移植外科
- (16) 胆道・膵臓・膵臓移植・腎臓移植外科
- (17) 呼吸器外科(1)
- (18) 呼吸器外科(2)
- (19) 乳腺外科(1)
- (20) 乳腺外科(2)
- (21) 内分泌外科
- (22) 血管外科
- (23) 整形外科
- (24) 脳神経外科
- (25) 心臓血管外科
- (26) 小児外科
- (27) 皮膚科
- (28) 泌尿器・前立腺・腎臓・副腎外科
- (29) 精神科神経科

- (30) 眼科
- (31) 耳鼻咽喉・頭頸部外科
- (32) リハビリテーション科
- (33) 放射線科
- (34) 麻酔科蘇生科
- (35) 総合診療科
- (36) 形成外科
- (37) 先端分子・細胞治療科
- (38) 口腔保健科
- (39) 口腔機能修復科
- (40) 口腔顎顔面外科
- (41) 口腔包括診療科

2 別府病院に、次に掲げる科を置く。

- (1) 内科
- (2) 外科
- (3) 整形外科
- (4) 婦人科
- (5) 放射線科
- (6) 麻酔科
- (7) リハビリテーション科

3 口腔保健科、口腔機能修復科、口腔顎顔面外科及び口腔包括診療科に専門診療科を置く。  
(科長)

第7条 各科に科長を置き、当該科の教授若しくは准教授、医学部の教育研究を担当する医学研究院の教授、歯学部の教育研究を担当する歯学研究院の教授又は生体防御医学研究所（以下「研究所」という。）の教授（前条第1項第17号、第18号、第19号及び第20号に掲げる科にあっては、病院の教授若しくは准教授又は医学部の教育研究を担当する医学研究院の教授若しくは准教授）のうちから病院長が指名する者をもって充てる。

2 科長は、病院長の監督の下に、当該科に関する業務を掌理する。  
(副科長)

第8条 第6条第1項第1号から第37号まで及び同条第2項各号に掲げる科に副科長を置き、当該科の准教授、講師若しくは助教、医学部の教育研究を担当する医学研究院の准教授、講師若しくは助教又は研究所の准教授、講師若しくは助教をもって充てる。

2 副科長は科長を補佐し、科長が不在のときはその職務を代行する。  
(診療)

第9条 各科の診療は、医師又は歯科医師であり、かつ、病院の教員、医学部の教員、医学部の教育研究を担当する医学研究院の教員、歯学部の教育研究を担当する歯学研究院の教員及び研究所の教員並びに医員、医員（特殊勤務医）、医員（診療従事医）及び研修医が従事するものとする。

2 医師又は歯科医師の資格を有する九州大学の大学院学生、研究生及び専修生並びに非常勤研究員その他の九州大学の職員は、当該学生等が在籍又は所属する部局の定めるところにより、病院長の許可を得て、教育研究上必要な診療に従事させることができる。

3 研修登録医及びエイズ診療従事者研修を受ける医師・歯科医師は、指導教員の実地指導の下に、自らが紹介した患者の診療に従事させることができる。

4 前3項に掲げるもののほか、教育・研究に関し特に必要と病院長が認める者は、病院長が定めるところにより診療に従事させることができる。

(中央診療施設)

第10条 病院（別府病院を除く。）に、中央診療の施設（以下「中央診療施設」という。）として、検査部、手術部、放射線部、集中治療部、医療器材サプライセンター、病理診断科・病理部、遺伝子・細胞療法部、救命救急センター、冠動脈疾患治療部、腎疾患治療部、総合周産期

母子医療センター、リハビリテーション部、メディカル・インフォメーションセンター、光学医療診療部、先端医工学診療部、子どものこころの診療部、ARO次世代医療センター、臨床教育研修センター、がんセンター、油症ダイオキシン研究診療センター、医療連携センター、グローバル感染症センター及び医療安全管理部を置く。

- 2 前項の中央診療施設の業務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 検査部 臨床検査を用いて、個人の健康状態の基本データを提供する業務
  - (2) 手術部 手術室の管理並びに手術患者の管理及び麻酔診療に関する業務
  - (3) 放射線部 放射線・超音波・磁気共鳴機器による検査及び放射線治療に関する業務
  - (4) 集中治療部 患者の自然治癒力で生命の危機的状態から回復するため、呼吸・循環・輸血・輸液・透析・代謝・栄養管理等のあらゆる治療手段を使って延命させる業務
  - (5) 医療器材サプライセンター 医療器材の物流管理、再生及び滅菌管理に関する業務
  - (6) 病理診断科・病理部 病理組織診断・細胞診及び病理解剖に関する業務
  - (7) 遺伝子・細胞療法部 遺伝子治療、細胞療法（輸血療法を含む。）及び先端医療における特殊検査に関する業務
  - (8) 救命救急センター 急病、事故等による患者の治療に関する業務
  - (9) 冠動脈疾患治療部 急性期及び重症循環器疾患の患者の診断・治療に関する業務
  - (10) 腎疾患治療部 腎疾患に対する内科的な治療及び腎移植に対する支援に関する業務
  - (11) 総合周産期母子医療センター 母体・胎児から新生児に至る母子の総合的診断・治療に関する業務
  - (12) リハビリテーション部 術前・術後、急性期及び退院前における総合的な運動機能回復に関する業務
  - (13) メディカル・インフォメーションセンター 病院情報システムの管理、部門システムの運用管理支援、ネットワーク・基盤管理、病院データ管理・統計解析及び教育・研究支援に関する業務
  - (14) 光学医療診療部 内視鏡検査に関する診断・治療及び機器の統合的管理等の診療支援に関する業務
  - (15) 先端医工学診療部 先端的医療機器による低侵襲の診断・治療に関する業務
  - (16) 子どものこころの診療部 子どもと家族の心の問題等に関する業務
  - (17) ARO次世代医療センター バイオ研究に係るシーズ開発、トランスレーショナルリサーチ、治験等による臨床研究を通じて、先進的かつ画期的な新規医療技術の開発の推進及び支援に関する業務
  - (18) 臨床教育研修センター 卒後臨床研修（初期・後期）及び医療従事者の生涯教育等に関する業務
  - (19) がんセンター がん情報の集約化・発信、がん診療の質の向上及びがん臨床研究の推進並びにがん診療に関する診断及び治療に関する業務
  - (20) 油症ダイオキシン研究診療センター 油症に係る疫学研究、臨床研究、ダイオキシン類が人体に与える影響の解明、根治療法開発の推進、診断・治療及び患者会との連携並びに油症相談員の支援に関する業務
  - (21) 医療連携センター 地域の医療機関との連携、入院支援、退院支援、周術期支援、在宅療養指導、医療・生活支援相談及び病床管理に関する業務
  - (22) グローバル感染症センター 院内感染対策、地域医療機関での感染に関わる人材育成のためのプログラム開発、世界的にまん延しうる感染症に関する研究並びに行政機関、地域及び東アジアの医療機関との感染症情報に関するネットワークの整備及び拡充に関する業務
  - (23) 医療安全管理部 医療安全確保のための対策の推進、インシデント等発生時の対応状況の確認及び指導、医療安全管理に係る連絡調整、医療安全に係る職員の教育及び研修、医療安全の確保に資する診療状況の把握等に関する業務
- 3 別府病院に、中央診療施設として、リハビリテーション部を置く。
- 4 リハビリテーション部は、リハビリテーション、温泉療法、生活指導等による身体機能回復及び生活の質の向上に関する業務を行う。

- 5 中央診療施設に部長又はセンター長（以下「部長等」という。）を置き、病院の教授若しくは准教授、医学部の教育研究を担当する医学研究院の教授若しくは准教授、歯学部の教育研究を担当する歯学研究院の教授若しくは准教授又は研究所の教授若しくは准教授をもって充てる。
- 6 部長等は、病院長の監督の下に、当該中央診療施設に関する業務を掌理する。
- 7 中央診療施設に副部長又は副センター長を置き、病院の教員若しくは技術職員、医学部の教育研究を担当する医学研究院の教員、歯学部の教育研究を担当する歯学研究院の教員又は研究所の教員をもって充てる。
- 8 前項の規定にかかわらず、病院長が特に必要と認める場合は、前項に掲げる者以外の者を副部長及び副センター長に充てることができる。
- 9 副部長及び副センター長は、部長等を補佐し、部長等が不在のときはその職務を代行する。
- 10 別府病院に、第1項に規定する検査部、手術部、放射線部、医療器材サプライセンター及びメディカル・インフォメーションセンターの分室を置く。

（国際医療部）

第11条 病院に、国際医療部を置く。

- 2 国際医療部に国際医療部長を置き、病院長が指名する教授をもって充てる。
- 3 国際医療部長は、病院長の監督の下に、国際医療部に関する業務を掌理する。
- 4 国際医療部に副国際医療部長を置き、病院長が指名する教授又は准教授をもって充てる。
- 5 副国際医療部長は、国際医療部長を補佐し、国際医療部長が不在のときはその職務を代行する。
- 6 国際医療部に、海外交流センター、アジア遠隔医療開発センター及び国際診療支援センターを置く。
- 7 国際医療部の管理及び運営に関し必要な事項については、病院長が別に定める。

（薬剤部）

第12条 病院（別府病院を除く。）に、薬剤部を置く。

- 2 薬剤部に薬剤部長を置き、病院又は医学部の教育研究を担当する医学研究院の教授をもって充てる。
- 3 薬剤部長は、病院長の監督の下に、薬剤部に関する業務を掌理する。
- 4 薬剤部に副薬剤部長を置き、病院又は医学部の教育研究を担当する医学研究院の准教授若しくは技術職員をもって充てる。
- 5 副薬剤部長は、薬剤部長を補佐し、薬剤部長が不在のときはその職務を代行する。
- 6 別府病院に、薬剤部の分室を置く。

（医療技術部）

第13条 病院に、医療技術部を置く。

- 2 医療技術部に医療技術部長及び副医療技術部長を置き、技術職員をもって充てる。
- 3 医療技術部長は、病院長の監督の下に、医療技術部に関する業務を掌理する。
- 4 副医療技術部長は、医療技術部長を補佐し、医療技術部長が不在のときはその職務を代行する。

（看護部）

第14条 病院（別府病院を除く。）に、看護部を置く。

- 2 看護部に看護部長及び副看護部長を置き、技術職員をもって充てる。
- 3 看護部長は、病院長の監督の下に、看護部に関する業務を掌理する。
- 4 副看護部長は、看護部長を補佐し、看護部長が不在のときは、その職務を代行する。
- 5 別府病院に、看護部の分室を置く。

（病院運営会議）

第15条 病院に、重要な事項を審議するため、病院運営会議を置く。

- 2 病院運営会議の組織、議事の手続その他必要な事項については、病院長が別に定める。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、病院の管理及び運営に関し必要な事項については、病

院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第1号)

この規則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則 (平成17年度九大規則第89号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第24号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第123号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第1号)

この規則は、平成19年4月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年度九大規則第77号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第28号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第36号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第2号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第44号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第5号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第155号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第6号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第71号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第76号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第5号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第55号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第39号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第45号)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第56号)

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第108号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第127号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規則第52号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第64号）  
この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第37号）  
この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第136号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第50号）  
この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第22号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第59号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第39号）  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第31号）  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。